

海外重要情報

(第七二七集)

目次

第一、イギリス

一、経済危機とその対策

二、アメリカからの借款の引込

三、総合大権法の成立と労働力統制令案

四、ボンド残高整理協定

五、輸入映画収入に対する課税

六、オーストラリアの交響

二、金融

一、対イタリー為替レートの変史

三、生産

一、大田の鉄鋼生産好調

四、経済再建その他

一、社会化三法案上院を通過

昭和二十九年三月  
取  
録





英二、西ヨーロッパ諸国

一、金 融

- ① イタリアのリラ平価切下げ
- ② インクランド銀行・イタリア向懸替レート一部変更
- ③ フランス・イタリア間新懸替レート
- ④ アメリカ、対イタリア債権一〇億ドル放棄
- ⑤ アメリカからイタリアへの一億ドル・クレジットの割当一部決定
- ⑥ オランダへ世界銀行クレジット貸与

二、貿 易

- ① フィンランド ドイツ・ソ連占領地区間通商協定
- ② 経済再建その他
- ③ ルーア石炭問題
- ④ 西部ドイツ工業水準問題
- ⑤ ドイツ・ソ連占領地区の状況

英三、東ヨーロッパ諸国

一、通貨整理

- ① ルーマニアの通貨交換

四 五 六 七 八 九

英四、中 國

一、金 融

- ① 国家、金融管理を強化
- ② 外債返済を声明

二、貿 易

- ① 過去の中日ペーター貿易の推移
- ② 上海市の貨物稅收増加
- ③ 対日ペーター計画成立
- ④ 日本品との競争に努力
- ⑤ 中国銅製品の南方進出
- ⑥ 中国銅製品の南アメリカ進出計画
- ⑦ 中国、香港間に密輸防止協定成立

一〇 一一 一二 一三 一四 一五 一六 一七 一八 一九 二〇



三、經濟再建その他  
一、政府綿業へ積極的援助

英五 フイリッピン

一、フイリッピンのコスラ、麻の輸出増  
二、日本綿製品、フイリッピンで不  
三、対フイリッピン賠償前渡

英大 マライ

一、アメリカ製奢侈品の輸入を制限

英七 シヤム

一、米の強制買上げを実施  
二、シヤム、フイリッピン製糖工場を買収

英八 ビルマ

一、土地国有を決定

英九 インドネシア

一、共和国政府、外国人財産保護を声明

英一〇 インド

一、綿紡績業保護は尙早

英二 オーstromラリガ

一、オーストリア政府、ドル節約方針発表  
二、世界銀行への正式加入  
三、最近の鉄鋼生産量  
四、対日輸送を開始

英三 対日管理

一、対日五億ドル借款の成立  
二、一億ドルの対日棉花クレジット



第一、イギリス

一、経済危機と其の対策

イギリスがアメリカからの借款の引出し（時経、八・一五）  
 イギリスがアメリカから得た借款三七億五〇〇〇万ドルの残高は七月末一〇億ドルとなつたが、イギリスは八月前半に一億五〇〇〇万ドルを引出し、後半には四億五〇〇〇万ドルを引出すと予定されてゐるので、八月末の残高は四億ドルに減少するとみられる。

二、總合大権法の成立と労働力統制令案（時経、八・一四、一五、一八）

總合大権法は八月一二日衆議院多数で下院を通過し翌一三日上院を通過、成立した。  
 労働代表会議は同法に基づき労働力配置統制に関する法令草案を承認し、さらに緊要産業における労働時間延長を承認した。同草案の主な内容は次の通り。  
 実施期日は一〇月一日とする。  
 新規就職希望者は政府の職業紹介機関に申込み、右の機関はこれを緊要産業に振向ける。  
 行政機関、自由職業、会社経営部門への就職者、送還労働者、船員はこの法令の適用を受けない。  
 法令の適用を受けざる労働者は男子一八才—五〇才、女子一八才—四〇才（但し一五才以下の子女をとつ女子を除く）とする。  
 雇用者は、その事業が法令の適用を受けざる場合、右年齢の者を雇用することができない。

三、インド残高整理協定

インド及びイラクのポンド残高整理に関する協定は遂に成立をみた模様である。

一、対インド協定（時経、八・一五）

インドとの協定は、一〇月末頃ロンドンに開かれたインド及びパキスタン代表との会議で長期の取極が締結せられた限り、七月一五日から年末までの期間に止まると見られる。

右の期間におけるインドに対するポンド残高解除金額は大〇〇〇万ポンドで、そのうちには在インドのイギリス軍需品剩餘在庫品を含まざるものと考へられる。

二、対イラク協定（時経、八・一五）

イラクに対するポンド残高解除額は三五〇〇万ポンドで、うち一五〇〇万ポンドは在イラクのイギリス余額買戻購入のため、五〇〇万ポンドは本国復帰のため、一五〇〇万ポンドは一年三〇〇万ポンド宛五ヶ年間転換可能通貨で与えるといわれている。

イラク外相ジャマルはこの協定についてイギリスの経済危機の現状に鑑みて実施し得る最上の条件であり、イラクはポンド領域を離脱しないであろうと述べた。

四、輸入映画収入に対する課税（時経、八・一五）

ブトリ首相は、八月六日、経済危機対策の一として、輸入映画フィルムに関する外国送金はその収入の二五%以内としたが、八月七日大蔵省はポンド領域以外から輸入された映画フィルム収入に対して五%の課税を行うと発表した。



四、オーストラリアの改善

- ① オーストラリア政府はイギリスの経済危機によつて次のような影響を受けるであろうと懸念してゐる(時経、八・七七)
- ② 明年末までに衣料配給制を廃止する可能性は殆んどなくなつた。
- ③ イギリスに対する肉類の輸出は増加し、その結果肉の配給制も廃止できない。
- ④ ドル地域に対するイギリスの輸出増加はオーストラリアから工業製品市場を剽奪することにはならぬ。

二、金 融

① 対イタリア為替レートの変更(イタリアの項参照)

三、生 産

- ① 六月の鉄鋼生産増(時経、八・一二)
- ② 政府発表の統計によると、六月中の鋼塊及び鑄塊生産は週平均二五万四〇〇〇屯で前週歩調を続けている。
- ③ 一九四七年上半期の週平均生産高は二五万屯で前年同期に比し一万吨を増加した。

四、経済再建その他

- ① 社会化三法案上院を通過(時経、八・一一)
- ② 労働党政府の社会化計画に属する運輸法案、農業法案及び都市農村計画法案は八月六日上院を通過

④ 法案の概要は次の通り

- ① 運輸法案  
総費用約四億二五〇〇万ドルで鉄道、運河輸送及び主要バス、トラム、ク輸送路を国有化する。
- ② 農業法案  
農産物の価格と市場を保証するが、農業経営者にその事業を国民生産計画に調整することを余す
- ③ 都市農村計画法案  
政府の許可なくして資産の改定乃至その性質の変更を行うことを禁止する。

第二章、西ヨーロッパ諸国

一、金 融

- ① イタリアのリラ平価切下げ(時経、七・一七、八・四、九、一五)
- ② 八月一日、イタリア政府は輸出貨品促進のためリラの平価を五六%切下げ、公定レートをアメリカドルに引上げた。
- ③ ドル・ドルにつき二五五リラから三五〇リラ、イギリス・ポンドにつき一四〇〇リラに引上げた。
- ④ 輸出貨品は、従来、取得為替の五〇%を公定レートドルに、残る五〇%を五五五リラで交換され、平均して一ドル対三七五リラを受取つていた。去る一月二八日にはその適用範囲を拡大して面接平価切下げを行つた。これが今正式に公定レートの改訂となつた。
- ⑤ リラの平価は一九四六年二月一ドル対一〇〇リラから二五五リラに切下げられ、同年三月以来



輸出業者、海外から送金を受けける者、執行者及び外國通商をイタリイ国内で受取る在任外國人に  
限り平均三七五リラで交換し、その後一月二十八日よりは商標的物下付を行つたものである。

- ① インスタント銀行、イタリイ向懸替レート一割変更(時経、八・一四)
- ② 同銀行は八月九日イタリイ向特別許可送金懸替レートを一ポンドにつき二一〇〇リラとした。
- ③ 従来は九〇七リラで、これは一日のリラ切下付の時に攝置かれていた。
- ④ この一ポンド対二一〇〇リラは公定レートではないが、両国間の商業取引の指針として建てられた。  
こので、この建値はイタリイのロンドン向公定レート一四〇〇リラと公定輸出懸替レート二八〇〇リ  
ラの間をとつた。

⑤ フランス—イタリイ間新懸替レート(時経、八・九)

⑥ フランス銀行は八月四日フラン—リラ間の新懸替レートを左の様に発表した。

⑦ 送金懸替レート

買	一〇〇リラにつき	三三・九八フラン
売		三四・一八〇
買	銀行手形レート	三三・七〇フラン
売		三四・二〇

⑧ アメリカ、対イタリイ債権一〇億ドル放棄(時経、八・一八、時電、八・一九)

⑨ 八月一四日、アメリカ、イタリイ海に講和條約に關連する金融經濟協定が締結された。その主なる  
内容は左の様である。

⑩ アメリカは戰時中拿捕したイタリイ船八隻および拿捕船隻を、その結果喪失されたイタリイ船の

の代りとしての拿捕リバティ船一五隻の籍をイタリイ商船に移す。

⑪ アメリカは約一〇億ドルの対イタリイ債権を放棄する。その内容は米軍が民間用としてイタリイ  
に供給した物資五億二〇〇〇万ドルの債権、三億〇五〇〇万ドルの古銀貨およびその他幾多の小額  
債権計約一億七五〇〇万ドルである。

⑫ アメリカは約六〇〇万ドルのイタリイ封鎖財産をイタリイ所有者に返還する。但し日本および  
ドイツにおける利権は除外される。

⑬ イタリイは在イタリイ、アメリカ財産を損害賠償附でアメリカ所有者に返還する。

⑭ イタリイはアメリカ人の債権の支払いを促進するため本年未までに五〇〇万ドルをアメリカに支  
拂う。

⑮ 本協定は一九四三年のイタリイ・ナチスに対する連合國軍への参加の事實承認の反映であり、講和  
條約における負担軽減の効果をもつてアメリカでは説明している。

⑯ 両国代表はさらに友好通商および航空條約案の討議を开始したといわれる。

⑰ アメリカからイタリイへの一億ドル、クレチットの割当一部決定(時経、八・七)

⑱ アメリカの輸出入銀行はイタリイ向にイママクされていた一億ドル、クレチットのうちの最初の  
貸付分として二三〇〇万ドルを左の三会社に貸付することを決定した。

- ① ファイント自動車会社に 一〇〇〇万ドル
- ② モンアカチニ化学工業会社に 九〇〇万ドル
- ③ ビレリ・ゴム会社に 四〇〇万ドル



イ オランダへ世界銀行クレジット貸付（時経、八、一五）  
 ロ 世界銀行は八月七日オランダに対し一億五〇〇〇万ドルの借款を貸付する旨送付した。  
 ハ これはオランダ国外の生産施設復興用にのみ使用されるもので、軍事目的には適用されない旨を附  
 である。  
 ニ なお同借款はオランダが去る四月八日申込みを行つた五億五〇〇〇万ドルの一部であり、世界銀行  
 としてはフランスに対する二億五〇〇〇万ドルに次ぐ第二回目のものである。

二 貿易

一 フィンランド  
 一九四七年八月二日締結  
 フィンランドはドイツのソ連占領地区から機械類、電気モーター、ガラス製品、その他商品を購入  
 する代償としてドイツへ用紙その他を輸出する。

三 経済再建その他

一 ルーア石炭問題（時経、八、八、一六、時電、八、一六）  
 ルーア石炭産出問題に關するアメリカ、イギリス会議は八月一三日からワシントンで開かれたが、  
 会議で討議されると思われる特殊な問題はつぎの様である。  
 一 ドイツ入坑夫への食糧供給量四〇〇〇カロリを實施できぬ現状について。  
 二 輸送力の問題

イ 炭坑従業員居住施設が貧弱なこと  
 ロ 炭坑の経営を修正することの必要  
 ハ 近代新炭坑設備が欠けていること  
 ニ ルーアの現状は、石炭日産二一万吨で戦前の日産四〇万吨に遠く及ばない。また戦前  
 の鋼鉄産量は一四〇〇万吨であったが、ボツダム協定によつてドイツ全体の鋼鉄生産は年五八〇万  
 トンに制限され、昨年の生産量は二一六万吨に過ぎなかつた。かくしてルーアの生産は一般に一九  
 三六年の三〇％に減つてゐる。  
 今回の会議の目標として石炭日産三〇万吨、鋼鉄年産一一〇〇万吨と伝えられてゐる。

一 西側ドイツ工業水準問題（時経、八、一三、時電、八、一五）  
 八月九日アメリカは、ドイツのアメリカ、イギリス占領地区の工業水準修正計画およびルーア石炭  
 工業の経営と管理について、フランスを加えた三国会談を開くことを同意する旨、フランス政府に通  
 達した。イギリスもこれを歓迎しているし、この会議は近く開かれる。  
 二 これはワシントンのルーア石炭会議とは別個に開かれるものであるが、この三国会談の開催日時場  
 所等は目下不明である。  
 三 ワシントン会議は石炭増産の具体策を話し、三国会談は工業水準およびルーア産業管理方式等一概  
 的問題を議せられるといわれるが、イギリスの占領費負担の困難は、両会議の基本的具体的な問題で  
 ある。  
 四 ドイツ・ソ連占領地区の状況（時経、八、五、八、一九）



ソ連の工場建設解体撤去

ソ連占領地区における工業及び農業施設の解体撤去が再び開始された。ドイツ社会民主党ではいっている。

同党の挙げた施設は精糖工場、化学薬品工場、生アイルム工場、炭鉱施設、電力施設、製粉工場、石灰石採掘、製材工場、時計工場等であり、解体の最も甚しいのは、サクソニーの戦後地帯であるといわれる。

スタハノフ制鉄地

ソ連占領軍当局では工業生産部門にスタハノフ制度を導入しているといわれる。

ドイツの勞力不足は戦争による損害と多数のドイツ人捕虜の木曜還に原因し、ソ連占領地区では婦人が労働圏にわたつて鉱山、工場等で働いているといわれる。

### 第三、東ヨーロッパ諸国

#### 一、通貨整理

ルーマニアの通貨交換（時経、八・二〇）

八月一五日からルーマニアは新通貨レオを発行することになった。旧通貨レオとの交換率は、レオレオ対一ガレオの割合である。交換は一入につき一五のガレオがざりであるが、官吏・給料生活者、農民は例外として三〇のガレオまで交換が認められることになつてゐる。

内 四

#### 貿易および借款

二

イギリスおよびその属領と東ヨーロッパ諸国との間の通商協定ならびに借款——五月以後のもの——

イギリス銀行団、ハンガリーに借款貸与（時経、六・三）

五月二九日、イギリスのロスチャイルド、スリン・ミルズ、ハンバロス、モルカン、スレンフェル、ヘンリー・シュレーダーの五銀行は、ハンガリー国立銀行との間に五〇万ポンドの借款協定を締結したと発表された。このクレジットはポンド領域からのハンガリーの原料買付預金にあてられる。

イギリス——ポーランド通商協定調印（時経、六・一四）

六月九日、ロンドンにおいてイギリス——ポーランド通商協定が締結された。この協定によつて両国は今後三年間に貿易バーターなどの方法によつて英貨一〇〇〇万ポンドの枠内で物資の交流をおこなうことになった。

ユーゴスラヴィア、エチオピアより棉花借款獲得（時経、六・一三）

両国間の貿易関係の再開に際する協定成立。

六月九日、エチオピア内閣は、ユーゴスラヴィアに対し、エチオピア棉購入のため金額五〇万ポンドのクレジットを貸与することを可決した。このクレジット償還はユーゴスラヴィア大蔵省が保証することになつてゐる。

同時に内閣は、両国間の貿易関係再開に際する協定を承認した。この協定の目的は両国間品の交流にからずる輸入許可制を簡易化することにある。

イギリス、ハンガリー食糧協定締結（時経、八・一二）

八月八日、両国間に次のような内容の食糧協定が締結された。



中期 南 三ヶ年

取引品目

ハンガリーよりイギリスへ——ベーコン、卵、ラードの輸出増加

向日菜油、蚕豆、豌豆、葡萄酒、果実、パルス、鳥肉、青菜、  
燕菜の新規輸出

イギリスからハンガリーへ——不<sup>明</sup>

なおイギリス食糧者は協定の細目、数量、金額については発表していない。この協定はイギリスが東ヨーロッパ諸国と締結した同種協定の二番目のものであり、最初はポーランドとの間に去る五日締結されたものである。

イギリス、ユーゴスラヴィア通商協定（交渉中）（時経、八、一五）

両国の間には一九四六年春通商交渉が開始されたが、ユーゴスラヴィア政府が国有化のため接收したイギリス権益の補償問題でゆきづまつて物分れにおつた。最近補償問題は好転し、ちかく最終協定が成立するものとみられている。内容は次のとおり。

中期 南 五ヶ年

取引品目

① ユーゴスラヴィアからイギリスへ——小麦、脂肪、豚肉、酪農品などの食糧品および木材

② イギリスからユーゴスラヴィアへ——トラクター、製材施設などの農機具、電機器具、工作

機械

③ ソヴェト連邦と東ヨーロッパとの通商協定——大日以後のもの——

④ ソヴェト——チエッコスロバキア通商協定調印——七月一三日——

⑤ ソヴェト——スルガリヤ通商協定締結——七月一三日——

⑥ ソヴェト——ハンガリー通商協定締結——七月二五日——  
（以上海外重要情報第二四集及び第二五集参照）

⑦ ソ連——ポーランド通商協定調印（時経、八、一五）  
八月五日、ソ連とポーランドの間に期間一カ年の通商協定が調印された。その内容は次のとおり。

中期 南 一カ年

取引品目

ソ連からポーランドへ——綿花、石油製品、化学製品

ポーランドからソ連へ——社上織機具、非鉄金属、砂糖、窓ガラス、その他工業製品

⑧ 東ヨーロッパ諸国に対するアメリカの借款取消（ニエース、ウィーグ、八、一八）

アメリカはマインヤル計画に關するパリ會議に参加を拒絶した諸国へ経済的援助を与えない旨を明らかにした。これによつて借款の取消をうけるものは次のとおりである。

⑨ ハンガリーに対する棉花借款計画七〇〇万ドルの取消

⑩ ポーランド取消のための一五〇万ドルの取消



一、金融 第四、中國

1. 國府金融管理を強化(時経、八一四)  
最近の上海新聞の報道によると、中國政府財政部は總動員令公布後の金融管理強化策として、つぎの  
ような辦法をとるうとしている。

- 1. 金融市場の抑制
  - 1) 各地の金融状況をみたらうえ地区を指定し、嚴密管理を嚴格にする。
  - 2) 中央銀行から各地の銀業にたいし、管理銀行の予金ならびに貸付利率を標準に利率決定するよ  
うに通告して、合理的な抑制を加え監督を実行する。
  - 3) 債券、手形の合法的流通を奨励するとともに、非法的負債券、手形類の流通を防止し、違反者  
には嚴重な制裁を加える。
- 2. 銀行錢莊の管理強化
  - 1) 金融業務管理法および財政部銀行管理辦法を忠実に実施し、銀行錢莊等が預金運用および業務  
処理に當つて、舊辦法の規定に違反することが明らかになるときはこれを嚴罰に処する。
  - 2) 商業銀行、錢莊等は看板の売買を許さぬ、とし増資改組の必要があるときは在来の株主の所有  
株数は嚴重に制限されること。
  - 3) 信用合作社の設立を制限するとともに金融主管機關と合作主管機關とが協力して、信用合作社の  
業務を嚴重に監督する。
- 3. 重要都市の銀行錢莊にたいする検査を嚴密に執行する。

内五

4. 地下の錢莊を嚴重に取締り、一般公司および商社が預金業務を行うことを禁じ、違反者には嚴罰  
を加ふる。

- 5. 振替先買の取締
  - 1) 金銀の購置買を取締り、検査を強化し、密告を奨励し、発覚後は嚴罰に処する。
  - 2) 銀行錢莊などが物品の売買を私營することを嚴禁する。
- 6. 証券交易所の業務を嚴重に監督し、振替先買を防止するとともに場外取引を嚴禁する。
- 7. 外國を待てる聲明(時経、八一五)
  - 1) 國民政府新聞局長董穎光は八月十三日聲明を發表し、中國はその財政状態が十分に改善されるのを  
まつて、日華戦争の間停止されていた外債の償還を名目にかけて履行することを誓うものであると言  
明し、つぎのような談話を發表した。
  - 2) 最近數年間に新借款を締結したが、これは決して戦前の外債の保障を擔い或は外債保有者の權利を  
のみだぶるものではない。同時に中國は國家の信用を維持する政策にしたがつて直に進歩的債務改善  
計画を實施したいと思つてゐる。
  - 3) 戦争最初の一年間は関税および鹽の收入の徴収を特許されたにかかわらず債務の償還を十分かつ規  
規正しく維持しつづけてきた。かような債務の履行は未嘗有の民族的緊急事態に直面したこと、その債  
務の支拂に全力をつくさんとする中國の極み深い意欲をよめずとつてある。
  - 4) しかし一九三九年春にいたつて敵の略奪は中國の收入ソースをますます減たつたので、中國政府と  
しては暫定的に債務の支拂を停止せざるのやむなきにいたつた。
  - 5) 中國は戦争による破産を受けているので債務の支拂能力を強化するためには、その貿易および工業







燐	米(瓶)	九七、三五〇	九七、四六一	八三、五五〇
燐	寸(箱)	一四、一〇〇	一四、〇〇〇	一〇、六四九
小麦粉(包)		八三、三一七	四九、九七四	五九、三六〇
セメント(袋)		九、九九六	一五、〇八四	二二、五九〇
飲料品(瓶)		一七、二六四		
ビール(瓶)		九一、三八九	一四〇、八〇八	八、一〇、一六六
上	酒(市場)	一、九三〇		

付日バーター計画成立(時程、八・一二、一六)

- ① 国府経済部のスワークスマンは八月八日、日本との通商関係が改善された際に適用されるバーター計画が作成されたことを発表した。
- ② 中国はこの計画にとりついて日本にたいし桐油、茶、塩、砂糖、紙もおよびその他通商商品と供給し、日本から工業資材および農業器具を輸入することになつてゐる。
- ③ 一方信頼すべき情報によると日本は連合軍司令部を通じてバーター協定によつて、中国から二百四〇〇〇トンの塩を獲得することになつており、今日中に青島から積出されるはずである。連合軍司令部からの最初の要請は四万五〇〇〇トンだったが、そのうち一石トンはすでに積出されてゐる。
- ④ 台湾島の日本向け積出しは七月より三月間停止されることになつてゐたが、停止期間満了とともに再び一万五〇〇〇トンの台湾塩を日本向け輸出することに決定した。

四 日本品との競争に努力(時程、八・九)

- ① 中国の綿織品を南方へ輸出する目的で最近組織された中国綿織業生産連盟会社は、回営中国紡織建設会社との間に過剰生産原料分配に関する交渉を進めていたが、紡織会社ではついに連合運送会社の要求を容れ、原料綿糸の一定量を連盟会社に供給することに決定した。
- ② 綿織業生産会社はこの原料によつて襯衫、汗衫、ハンカチ、シャツ、毛布などを製造、南方へ輸出する予定である。同会社ではマレー、フィリピンおよびその他の南方各地の市場を確保するために日本品に先立つて中国品が輸出されるはならぬが、紡織会社から原料の供給を受けることに関する交渉が長いので底意の色濃いものがある。
- ③ 一方上海工業界の代表団は中国民間貿易再開を前に中国工業の救済を政府に請願することとなつた。その内容は次の通り。
- ④ 日本から輸入される物資および機械類は現行輸入条法によつて輸入を許されてゐる種類のものに限ること。
- ⑤ 貿易使節の派遣は慎重を期し、その任務および機能を明確に規定すること。
- ⑥ 運輸防止措置の強化。
- ⑦ 政府は各種工業の生産力を増加するため有効な援助を与えること。
- ⑧ 中国綿織品の南方進出(時程、八・一二)
- ⑨ 中国紡織建設会社は、さきに中国綿織品の南方輸出を促進するため、廣東、香港、シンガポールなどの主要市場に分行を設置するに決定したが、八月一〇日リド運によると同会社は最近香港政府との間に一カ月三〇〇〇〇箱の綿糸を供給することにかんする契約を結んだといわれる。石綿糸の供給は左



- いしてはイギリス、ポンドをよつて支拂われることになつてゐる。
- (2) 右は同会社が日本品の南方進出に先立つてマニラ、バンコック、シンガポールおよびその他の各地に中国絹製品の市場を確立しておこうとする試みの最初の実体化である。同会社はさらにマニラとの間に近いうちに約案を成立せしめんと努力してゐるといわれる。その上、シンガポールにも支店設置を急いでゐる模様である。
- (3) 一方、中国政府経済部が絹製品の生産を奨励するたぬ絹織業者達にたいし、原料の割当および資金の貸付を行うことに決定したことを報じてゐる。中国の絹紡績の生産品たる絹糸をそのまま輸出するよりは、これを綿布に製織して輸出するを有利とし当局に申告中であつたが、今回経済部より承認されたものとみられる。
- (4) 経済部ではまた中国の絹業界が日本品の再進出を危惧してゐるに對し、現行の輸入制限法下では日本品のモンペンタは總体に許さぬといふ保障してゐる。
- 六 中国絹製品の南アメリカ進出計画(時経、八、一四)
- (1) 上海よりのリロ宛によると近く絹製品その他の見本を携えた中国の通商使節団が南アメリカ諸國を歴訪する計画が立てられてゐる。
- (2) 中国の生糸および絹製品はアメリカを主要顧客としたのだが、アメリカが日本品の大額分を吸収するやうになつたため、中国品は南アメリカ諸國に向つて販路の開拓を余儀なくせられたわけである。
- (3) アメリカにつぐ輸入国としてインドに大きな期待をかけていたが、インドと香港品の輸入を制限してゐるので、同國への大量の積出は免履基になつたといわれる。

- 七 中国、香港間に空輸防止協定成立(時経、八、一八)
- (1) 中国海關当局と香港政廳との間に華南の空輸活動防止に於くする協定が締結され、右協定に基き中国税関吏と香港に渡運することになつた旨八月一五日発表された。
- (2) 同協定は即日施行されることになつた。一方中国財政部は華南の空輸活動を嚴重に取締るため海關の松張と國境における支所の開設、海關監視船用の武器の改善、陸海空輸送にたいする嚴重な監視等の措置を採択した。
- 三 經濟再建其の他
- 一 政府、綿業積極的援助(時経、八、九)
- 中央日報紙によれば中国政府は南方における日本品との競争を有利にするため、中国の紡織工業にたいし積極的な援助を与えることを考慮中だといわれる。
- (1) この計画によると、綿花増産、絹製品を生産節約の目的で巨額の融資が行われることになつてゐる。その実行方法は次の通りである。
- (2) 中国農民銀行をして綿花農家にたいし一五〇〇億元の低利融資を行わしめる。中国が現存する四〇〇万担の貯蔵を運搬するには年間一〇〇〇万担の棉花を必要とするが、現在の棉花生産高は五〇〇万担にすぎないので少くとも一五〇〇万担を七五〇万担まで増加せしめんとするものである。
- (3) 政府は、南洋市場において日本品との競争を可能ならしめるため、絹織品製造工場にたいし一二〇〇億元の借款を与える。



第五、フィリッピン

一、フィリッピンのゴスラ、麻の輸出激増(時経、八、八八)  
政府統計局八月五日発表ゴスラ輸出量

本年上半期輸出量

四六四、八〇四メートル・トン

前年同期

一四八四、二五〇トン

右の内、五八％はアメリカへ輸出され、日本へは日二五〇〇トン輸出された。  
麻輸出量

本年上半期分

二六万四七四八俵

前年同期

一七万三九八三俵

右のうち、アメリカへは七四％を輸出、ベルギー、イギリス、デンマーク等は各二万俵で、それ以外に  
日本向けは一六〇〇俵が輸出された。

二、日本綿製品、フィリッピンで不評(時経、八、一一)  
麻は年間七〇万俵、ゴスラは年間九〇万トンの輸出量を期待されている。

三、日本綿製品、フィリッピンで不評(時経、八、一一)

一、フィリッピンは最近アメリカ商會社を通じて日本から購入することにしてきた絹布および綿布の  
うち未到着分の八四〇万ヤードの契約取消を通告したが、右取消通告はアメリカ政府によつて拒否され  
たといわれる。

二、フィリッピンからの取消通告はつぎのような理由で拒否されている。

一、日本との契約は世界的性質のものであり、フィリッピンと日本間の相互的協定ではない。

二、フィリッピンに対し割当てられたのは連合軍司令部によつて全連合軍へ配分されたものの一部分を  
なしているにすぎないといふにある。

三、フィリッピンは日本から一三〇〇万ヤードの絹布と綿布を購入することになり、そのうちすでに四  
六〇万ヤードを入手したが、その品質が貧弱だとの理由でフィリッピン商會社の繊維部長トラン、  
サンカランは残り八四〇万ヤードの契約取消を政府に勧告し、政府はそれに応じてアメリカへ通告  
したものである。

三、対比、賠償前減(時経、八、一四)

一、消息筋の語るところによると、日本は本年一月までに五〇〇〇万ドル相当の機械、工具、工業品よ  
び研究施設をフィリッピンへ引渡すことになつてゐる。

二、目下日本には約四七五万単位のA級工業施設がビルされてゐるが、フィリッピンはそのうち五％、す  
なわち二万三、五〇〇単位を前減賠償として受取ることになつてゐる。

三、機械、工具割当の最終価格は連合軍司令部が一九三八年年度の評価価格を基礎にドル償で決定するはず  
で、フィリッピン以外に前減を受けける国は

- 中 一五%
- オ 五%
- ラ 五%
- マレイを含むイギリス 五%



第六、マ、ラ、イ

- 一、アメリカ製奢侈品の輸入を制限（時経、八・一三）
- 二、シンガポール政府は八月七日アメリカ製奢侈品の輸入を制限するに決定した。
- 三、三州はイギリス本国の經濟危機対策に呼応し外國船隻の使用を節約するを目的としたのである。

二三

第七、シ、ア、ム

- 一、米の強制買上げを実施（時経、八・一三）
- 二、イギリス、アメリカ、シアム三國の米穀協定に基づき決定されたシアムよりの米の輸出は、アメリカ商人がその貯蔵米を政府の米穀購入機関に供出しなされたため、依然予定数量に達していない。シアム政府は一切の米を政府に強制売却することと命令し八月一〇日より施行するにいたつた。
- 三、すなわち貯蔵米を持つてゐる商人は八月一八日まで現在の価格で米穀局と売却契約を結ばねばならないが、その期日以後は約三〇%の割引で強制的に引渡さねばならない。
- 四、シアム、フィリッピン製糖工場を買収（時経、八・一八）
- 五、フィリッピン製糖会社は、フィリッピン内には買手がなく、シアム政府がこれを購入するに決し、同政府代表者が近くフィリッピンに來て買収條件の取決めを行うことになつたといわれる。
- 六、シアム政府は買取つたのちの製糖工場を自から經營するかまたは機械設備をシアムへ運搬するかいふのところ不明である。

第八、ビ、ル、マ

- 一、土地の国有を決定（時経、八・一三）
- 二、八月一日のベルマ御意議会はベルマの一切の土地を国有とし、理由の如何を問わず私人の大土地保有を禁止する修正法案を通過一致で可決した。
- 三、同修正法案はさらに保土地の調整、変更、廃止および業団共同耕作者あるいは農業借地人に分配された土地の回收権を國家に付与している。

第九、インドネシア

- 一、共和國政府外人財産保護を聲明（時経、八・一三、一四）
- 二、インドネシア共和國政府は八月一日聲明を發し、戦争によりあるいは戦争の過程で破壊された敵の所有する財産を除く一切の外國財産にたいし、共和國政府は正當な所有者に損害の賠償を行う旨を聲明した。
- 三、綿紡機業保護は尚早（時経、八・一三）
- 四、インド政府は同國の綿紡機業に保護を与えることを拒絶した。
- 五、その理由は、業界はまだ充分な生産を挙げないの保護するには時期尚早であるといふにある。
- 六、この措置は政府任命の調査委員会の報告に從つてとられた。

二二



第一二、オーストラリア

- 一、オーストラリア政府、ドル協約方針発表（時経、八・一八）
- 二、チンリー首相は八月二十五日ドル貸支の削減と目的とした新方針を発表した。その理由としてはオーストラリアは力のつく公債の最長までイギリスを援助する義務であると述べた。
- 三、新政策の要旨はつぎのとおり。
  - (1) 海外銀行者のドル携帶額をただちに削減する。
  - (2) タバコ、鳳梨、新州用紙等の輸入をただかく削減する。
  - (3) 石油に割当制を実施し毎日四二万五〇〇〇ガロンを輸出する。
- 四、世界銀行への正式加入（第一、国際通貨関係の三、を参照）
- 五、最近の鉄鋼生産高（時経、八・九）

品名	五 月	四 月	一九三八	一九三九
鉄	九六・五	九二・五	九二・一	
鋼	九一・六	八〇・二	八九・九	
塊	六・六二	四・四五	五・二八	
塊	九六・五	九一・五	九五・五	

四六

- 四、日航空を開始（時経、八・一六）
- 一、八月一五日以降オーストラリア、日本間の空路航線を許可され、オーストラリア空軍との協定により右空路にランカスター機を使用することになった。
- 二、なおオーストラリア郵政長官は八月一三日日本、オーストラリア郵便便を開始するを昭発表した。この航空郵便では書留および録音書は取扱はない。航空便の回数は週三回である。

第一三、対日管理

- 一、対日五億ドル借款の許可（時経、八月一五）
- 二、八月一四日の連合軍総司令部発表によつて、日本に対する総額五億ドル余の借款供与の途が開かれた。その内容は左の通りである。
- 三、現在連合軍管理下にある日本所有の金、銀、貴金属、宝石類約一億三七〇〇万ドルは、日本の輸出入調整基金の設置に利用される。
- 四、日本は、この資金を基礎にして、連合国または中立国の民間または金融機関を通じて総額五億ドル余の借款を供与される。
- 五、この資金は、連合国各官の監督の下に、監督官によつて操作管理されるはずであり、総額五億ドル余となる借款の信用基礎となる。
- 六、連合国および中立国は、各国の通貨が、日本の買場を使用しうる限において以上の借款に参加しうる。
- 七、あらゆる国々の融資業者が國際的に参加することを奨励するための保障として、次の措置がとられる。



- ① 自動的に決済されていなく取引計帳に對する引出しの制限。
  - ② いかなる貸付者にたいしてと特別の留置権または優先権を認めない。
  - ③ 輸出代金と基金の換金による利益は買金に帰属する。
  - ④ 元貨金は保存されなければならない。
  - ⑤ 基金の取扱は、はじめ物積やサーブイスの購入にのみ制限され、その費用は輸入品が日本の港に到着したのち一年以内に輸出による収入によつて決済することができる。
  - ⑥ 日本占領中に基本的な政府変化がある場合は、この資金は解消され、すべての関係者が別に取扱めをなすに限り、現存の債務は決裁されるものとする。
  - ⑦ この基金設定は自給貿易国として日本を再起せしめるに一大重要段階をなすものである。アメリカ経済資料学編スボークスマンはこのように解説した。
- ニ、一億ドルの対日棉花クレジットへ特許、八・一六）
- ① アメリカ政府側の発表によると、日本に對する一億ドルの棉花クレジット設定案が目下進捗中である。
  - ② これによつて一九四七—四八棉花年度に七五万俵の棉花が日本に輸出されることになるものとみられる。
  - ③ 同案の内容は次の通りである。
  - ④ 元々対日棉花輸出の金融会社をつくり、資本金は一億ドルとする。
  - ⑤ うち五〇〇万ドルを棉花輸出商から出資し、残り九五〇〇万ドルはクレジットの形式で輸入入銀